

横浜市医療安全業務検証委員会について（概要）

患者死亡事件のあった大口病院に関する本市の対応等について、横浜市医療安全業務検証委員会（以下「検証委員会」という。）において、検証結果報告書がまとめられましたので、次のとおり報告します。

1 検証委員会の開催状況

回	日時	主な検討内容
第1回	平成 28 年 11 月 30 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全相談及び立入検査業務の仕組み 検証事項（検証範囲）の確認 横浜市の情報受領時の対応、立入検査時の対応
第2回	平成 29 年 1 月 19 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市の立入検査時の対応及び病院側への事実確認結果 課題改善に向けた検証
第3回	平成 29 年 3 月 9 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> 検証結果報告書（素案）

2 検証結果報告書の骨子

(1) 市の判断について（36 ページ）

ア 危機管理意識の醸成と徹底（36 ページ）

- 医療の安全管理に携わる職員には、様々な情報が事件・事故等に繋がる恐れもあることを予見できるような、鋭敏な感性を養うための取組が必要。

イ 情報の整理・取扱い（37 ページ）

(7) 情報の精査（37 ページ）

- 多くの情報の中から緊急度・優先度に応じて振り分け、情報の信憑性を見極めることが必要。
- メールやファックスにより情報が提供された場合は、やり取りによって内容を確認できる電話と異なり、情報の相互性に欠けるため、速やかに情報の内容を確認・精査することが必要。

(4) 対応の指針や基準の必要性（38 ページ）

- 情報を受けた際の組織としての明確な指針や基準となる対応指針を策定するとともに、適宜その対応を検証して改善に努めることが必要。
- 対応指針は、公益通報者保護制度の適用も念頭に置いた策定が必要。

(2) 市の体制について（39 ページ）

ア 医療安全に関わる相談等への対応（39 ページ）

- 横浜市役所の組織は大きく、市民からはどこの部署が何を担当しているのかわかりにくいため、市役所の各部署の業務内容について、市民に対して継続的に周知していくことが必要。

- 所管と異なる部署に入った情報を、本来の所管部署に迅速に伝達するためのルールづくりが必要。

イ 夜間・休日等のメール対応（39 ページ）

- セキュリティ対策上、職員への転送が困難であれば、事前に「対応が翌開庁日以降になる」旨や緊急の連絡先を表示することが必要

ウ 立入検査担当等所管部署の人員体制（40 ページ）

- 現行の体制を検証し、立入検査担当が不測の事態にも迅速に対応できるよう体制整備と、専門知識を有する人材の育成も必要。

(3) 職場のフォロー体制について（41 ページ）

ア 情報共有ルールの明確化（41 ページ）

- 内部告発的な情報に関する取扱いのルールを明確にし、組織内の情報共有と意思決定を進めていくことが必要。

イ 情報管理の徹底（41 ページ）

- 責任者、担当者の不在時は、情報を受けた他の担当者や職員・責任者が、相互にコミュニケーションを図り、対応状況を記録する等職場全体で状況を共有できるようにしておくことが必要。
- 情報管理の徹底として、重要な情報、緊急を要する情報を漏らさないための市の業務メールの運用ルールづくりが必要。

(4) 他機関との連携について（42 ページ）

ア 警察等公的機関との協力（42 ページ）

- 情報提供者の同意を得て、関係機関等へ情報提供等を行うことは可能であり、市は、医療関係団体、警察、労働基準監督署等と情報交換等の場を持つ取組を進めることが重要。

イ 医療機関・団体等との連携（43 ページ）

- 医療機関において発生する医療法関連以外の問題についても、医療機関を利用する市民の医療安全の維持・向上の観点から、行政が医療機関・団体等と共に取り組む姿勢を持って、医療機関の適切な安全管理体制を支援する仕組みを作っていくことが重要。

(5) 立入検査について（43 ページ）

ア 臨時立入検査（43 ページ）

- 臨時立入検査の実施基準については、事例収集等を通じて一定の判断基準づくりも必要。
- 市としては、まずは現行制度下で何ができるのかを検討していくことが重要。

イ 指導後の改善状況等の検証（44 ページ）

- 法令外の事項についての指導や助言を行った際には、指導・助言で終わるのではなく、その後の改善への取組等を確認し、指導した内容や対応は、文書で記録することが必要。

ウ 任意の事情聴取等（45 ページ）

- 急ぎ事実確認を行う必要がある場合などは、必ずしも立入検査ではなくても、何らかの状況や事実関係の確認を行う等、医療機関側との情報共有や相互理解をはかるための柔軟な対応が必要。